

役員等報酬規程

社会福祉法人 一樹会

社会福祉法人一樹会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一樹会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この法人でいう役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

2 業務執行理事とは、定款第16条第3項に基づき置かれる者をいい、当法人を主たる勤務場所とて業務にあたる者をいう。業務執行理事と施設管理職の勤務に明確な区分ができない場合は、両方の職種で勤務しているとみなすものとする。

3 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

4 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(役員及び評議員報酬の支給等)

第3条 この法人は、理事長及び業務執行理事に対して、その職務の対価として報酬及び退職慰労金を支払うことができる。

2 理事及び監事に対して理事会出席など費用弁償等を支払うことができる。

3 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により年額報酬を支払うことができる。年額上限額は、政令指定都市における市長の年収最高額を参考にする。ただし、理事会への出席は無報酬及び費用弁償は支給しないこととする。尚、理事長が施設管理職を兼務した場合は、この規程に基づき理事長報酬を支給し、職員給与及び賞与は無給とする。年額報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 業務執行理事が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により年額報酬を支払うことができる。年額上限額は、理事長の年額を超えないものとする。ただし、理事会への出席は無報酬及び費用弁償は支給しないこととする。業務執行理事が施設管理職を兼務した場合は、この規程に基づき業務執行理事報酬を支給し、職員給与及び賞与は無給とする。年額報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

5 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により費用弁償等を支給することができる。理事及び監事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のた

めの業務にあたった場合、別表1により報酬を支払うことができる。

6 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。ただし、定款第8条に定めた範囲で支給する。評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬を支払うことができる。

7 理事及び監事、評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合、費用弁償を支払うことができる。その際は、実費とする。

(支払方法)

第4条 理事長及び業務執行理事に対する年額報酬の支払いは、年額報酬を12等分し毎月一定の時期に支払うものとする。理事及び監事、評議員に対する報酬は、必要な都度、支払うものとする。

2 年度途中で報酬額に変更及びがあった場合は、その翌月から新たな報酬額を支払うものとする。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、理事長及び業務執行理事として職務を全うし、辞任又は死亡により退任した者に支給する。ただし、死亡により退任した者については、法定相続人に支払うことができる。

2 退職慰労金は、別表2の功績倍率法により計算し支給することができる。在任年数は、1年を単位とし、1年に満たない場合は、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

3 役員在任中に報酬年額に変更が生じた場合、退職慰労金の計算を行う最終退任時の報酬年額は、役員在任中の最高報酬年額とする。

4 理事長及び業務執行理事が施設管理職を兼務した場合、この規程に基づき別表2より計算した金額を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人又は施設業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、食費、宿泊費とする。ただし、日当は支

給しないものとする。

- 3 旅費は、実費を支給する。
- 4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 6 領収書が発行できなかったものについては、積算根拠となる資料を添付し金額を考慮した上で出張精算書にて精算することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経ておこなう。

附 則

この規程は、平成14年 4月 10日より施行する。

この規程は、平成16年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 11月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 2月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 12月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 12月 1日より施行する。

別表1

名 称	金 額
理 事 長 報 酬 等 (年額)	10,500,000 円
業 務 執 行 理 事 報 酬 等 (年額)	9,450,000 円
理 事 ・ 監 事 ・ 評 議 委 員 報 酬 等 (日額)	10,000 円
理 事 ・ 監 事 費 用 弁 償 等 (日額)	10,000 円
評 議 員 費 用 弁 償 等 (日額)	10,000 円

別表2

退職慰労金 (理事長)	報酬年額 ÷ 12 × 在任年数 × 3.0
退職慰労金 (業務執行理事)	報酬年額 ÷ 12 × 在任年数 × 2.0